

横浜市建築基準法第 86 条の 8 の規定に基づく全体計画認定に関する手続き要綱

平成 18 年 7 月 1 日 当初制定
令和元年 5 月 1 日 最終改正

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 86 条の 8 の規定による「全体計画認定制度」の規定に関する手続きは、次に掲げる事項による。なお、用語の定義は、「横浜市建築基準法第 86 条の 8 の規定に基づく全体計画認定に関する基準」によるものとする。

第 1 全体計画認定申請

(1) 事前相談

申請者は、全体計画認定申請前に、次の表に掲げる書類を 4 部ずつ揃えて提出する。

	必要書類	様式
(1)	建築許認可事前相談票	第 1 号様式
(2)	既存建築物の概要に関する報告書	—
(3)	既存不適格状況調査書	—
(4)	理由書	第 2 号様式
(5)	工事毎の工事概要説明書（工事方法等の検討資料）	—
(6)	不適合規定改善計画書	第 3 号様式
(7)	全体工程表	—

(2) 横浜市全体計画認定連絡協議会

申請者は、事前相談後、次の表に掲げる書類を 8 部ずつ揃えて提出する。

	必要書類	様式
(1)	全体計画認定申請書	施行規則第 67 条の 3 様式
(2)	全体計画概要書	施行規則第 67 条の 4 様式
(3)	理由書	第 2 号様式
(4)	不適合規定改善計画書	第 3 号様式
(5)	事業資金計画書	第 4 号様式
(6)	不適合規定施工計画書	第 5 号様式
(7)	全体工程表	—
(8)	施行規則第 10 条の 23 第 1 項から第 5 項に規定する 図書及び書類	—
(9)	その他全体計画認定に必要な書類	—

(3) 本申請

申請者は、横浜市全体計画認定連絡協議会の同意後、次の表に掲げる書類を3部ずつ揃えて提出する。

	必要書類	様式
(1)	全体計画認定申請書	施行規則第 67 条の 3 様式
(2)	全体計画概要書	施行規則第 67 条の 4 様式
(3)	理由書	第 2 号様式
(4)	不適合規定改善計画書	第 3 号様式
(5)	事業資金計画書	第 4 号様式
(6)	不適合規定施工計画書	第 5 号様式
(7)	全体工程表	—
(8)	施行規則第 10 条の 23 第 1 項から第 5 項に規定する図書及び書類	—
(9)	適合判定通知書又はその写し ^{※1} (施行規則第 3 条の 7 第 1 項第 1 号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添付したもの)	—
(10)	その他全体計画認定に必要な書類	—

※1 構造計算適合性判定を要する場合に限る。

第3 全体計画変更認定申請

(1) 事前相談

申請者は、全体計画の変更が生じた場合、全体計画変更認定申請前に、次の表に掲げる書類を4部ずつ揃えて提出する。

	必要書類	様式
(1)	建築許認可事前相談票	第 1 号様式
(2)	理由書	第 2 号様式
(3)	変更に係る内容を明示した設計図書 (建築変更確認申請図書と同程度)	—
(4)	その他必要な書類	—

なお、施行規則第 10 条の 25 に規定する全体計画変更認定を要しない軽微な変更該当する場合は、第 6 号様式「認定に関する計画変更届出書」を提出する。

(2) 横浜市全体計画認定連絡協議会

申請者は、事前相談後、次の表に掲げる書類を8部ずつ揃えて提出する。

	必要書類	様式
(1)	全体計画認定申請書	施行規則第67条の3様式
(2)	全体計画概要書	施行規則第67条の4様式
(3)	理由書	第2号様式
(4)	不適合規定改善計画書	第3号様式
(5)	事業資金計画書	第4号様式
(6)	不適合規定施工計画書	第5号様式
(7)	全体工程表	—
(8)	施行規則第10条の23第1項から第5項に規定する図書及び書類	—
(9)	その他全体計画認定に必要な書類	—

(3) 本申請

申請者は、事前相談後、次の表に掲げる書類を3部ずつ揃えて提出する。

	必要書類	様式
(1)	全体計画認定申請書	施行規則第67条の3様式
(2)	全体計画概要書	施行規則第67条の4様式
(3)	理由書	第2号様式
(4)	不適合規定改善計画書	第3号様式
(5)	事業資金計画書	第4号様式
(6)	不適合規定施工計画書	第5号様式
(7)	全体工程表	—
(8)	施行規則第10条の23第1項から第5項に規定する図書及び書類	—
(9)	適合判定通知書又はその写し (施行規則第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添付したもの)	—
(10)	その他全体計画認定に必要な書類	—

※ 添付図書は変更に係るものに限る。

第4 認定申請手数料

全体計画認定申請又は全体計画変更認定申請 1件につき 120,000円

※ 認定に際し、適合判定通知書又はその写しが提出されたもの以外で、「特定構造計算基準」又は「特定増改築構造計算基準」に適合するかどうかの審査を行う場合は、別途手数料を徴収する。

第5 全体計画の遂行状況の把握

(1) 報告徴収等

市長は、必要に応じて、法第86条の8第4項の規定に基づく報告徴収等により状況を把握する。

(2) 工事報告（建築確認申請を要しない場合）

申請者は、全体計画に位置付けられた各工事について建築確認申請の手続きを要しない場合は、当該工事に着手する前に、法第86条の8第4項の規定に基づく工事報告を市長へ提出する。この場合、本報告を行う時期を「全体工程表」に明示し、第7号様式「工事状況報告書」にて報告する。

第6 全体計画認定の取消し

申請者が認定を受けた全体計画に基づき工事を行っておらず、改善命令にも違反した場合には、市長は、当該認定を取消し、是正命令等の必要な措置をとる。

第7 消防との連携

市長は、建築物の全体計画の認定を行うことに際し、消防機関に意見照会をする。

(附 則)

- 1 この基準は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前になされた処分又は手続きは、この基準によってなされた処分又は手続きとみなす。

(附 則)

- 1 この基準は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前になされた処分又は手続きは、この基準によってなされた処分又は手続きとみなす。

(附 則)

- 1 この基準は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前になされた処分又は手続きは、この基準によってなされた処分又は手続きとみなす。